PwCベトナムニュースブリーフ

ベトナムの二重課税防止条約の適用に関する新たな枠組み

2026年7月



ご一読ください

2026年6月30日および7月1日、財務省は、税務行政に関する法律および政令のいくつかの条項の実施に関する指針を示す通達89/2026/TT-BTC（以下「通達89」）と、ベトナムの二重課税防止条約（以下「DTT」）、相互協議手続（以下「MAP」）、および事前価格決定合意（以下「APA」）の適用に関する指針を示す通達95/2026/TT-BTC（以下「通達95」）を発行しました。両通達は2026年7月1日に発効しました。

DTT関連事項については、通達89および95は、通達205/2013/TT-BTC（租税条約の実施に関するもの）および通達80/2021/TT-BTCおよびその後の改正（DTT手続に関するもの）に取って代わるものです。

発効日前にベトナム税務当局に提出され受理されたものの、まだ処理されていないDTT申請は、引き続き以前の規則に基づいて処理されます。

Context

1. 前提として、ベトナムは81の租税条約を締結し、相互協議手続（MAP）を確立しています。

2. 2022年と2023年には、ベトナムは租税条約関連措置を実施して税源浸食と利益移転を防止するための多国間条約（MLI）と、租税問題に関する相互行政支援条約（MCAA）に署名・批准しました。

3. OECDによると、MLIの署名・批准により、ベトナムの60の租税条約がBEPS行動計画14の最低基準を満たすことになります。



主な変更点

01

条約の目的に含まれる二重課税の禁止

通達95号は、ベトナムの租税条約の目的は、二重課税を排除し、脱税を防止し、いずれかの締約国において課税できない事態が生じないようにすることであるとしています。

同通達は、税務当局に対し、実質優先の原則を適用し、すべての関連事実および状況に基づいて実質的所有権を評価することを求めています。

しかしながら、この規定の文言には若干の不確実性があります。この制限が、両締約国におけるあらゆる非課税状況に適用されるのか、それとも多国間協定（MLI）の前文に示されているように、脱税または租税回避によってそのような結果が生じる場合にのみ適用されるのかは明らかにされていません。

02

恒久的施設（PE）の新解釈

通達95号は、恒久的施設（PE）の解釈を拡大するものです。

通達95号によれば、外国企業がベトナム国内で商品またはサービスの供給の全部または一部を行う電子商取引プラットフォームまたはデジタルプラットフォームは、一般的なPEの要件を満たしているとみなされるため、ベトナム国内の（仮想）PEとみなされます。

この解釈は、BEPS行動計画1に基づく勧告を含め、デジタル経済の課税に関するOECDの現在の立場から逸脱しているように見えます。

この展開は、租税条約に基づく税制優遇措置の適用を求める電子商取引およびデジタル分野の納税者にとって、新たな課題を生み出す可能性があります。

主な変更点

03

納税者側の立証責任

通達95号は、納税者に対して、租税条約の適用条件を満たしていることを明確に証明する責任を課しています。

そのため、納税者は税務当局に対し、完全かつ適時で正確かつ真実の情報および裏付けとなるデータを提供することが求められます。

04

MAPガイダンスの発行

通達95号は相互協議手続（MAP）へのアクセスに関する指針を正式に定めているものの、MAP案件の解決期限を明確に定めておらず、一般的に参照される24ヶ月という目標期間との整合性は示されていません。

05

DTT手続き

通達95号に基づき、租税条約に基づく税制上の恩典を受けるための申請は、納税者が所定の要件に従って完全な申請書類を提出した日に正式に承認されます。租税義務発生から3年以上経過後に租税条約に基づく恩典を受けるための申請が提出された場合、ベトナム税務当局は申請を却下します。

文書化に関して、通達89号は電子商取引およびデジタルサービス分野にとって有益な明確化を提供しており、十分な重要情報が含まれている限り、テンプレート契約書（利用規約や利用条件など）を正式な契約書の代わりに受け入れることができることを確認しています。これには、サービス提供者の詳細、時期、サービスの範囲、契約金額、支払い条件、および各当事者の権利と義務が含まれます。

しかしながら、このようなテンプレート契約書を使用する場合、サービス利用者のリストを別途作成・保管するという追加要件が課せられます。このデータ要件は、簡略化されたアプローチによって得られる実務上の利点の一部を相殺する可能性があります。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.